

厚生・産業常任委員会

- ◎ 開催日時 平成 29 年 3 月 13 日（月） 10 時 45 分～12 時 47 分
- ◎ 開催場所 第四委員会室
- ◎ 説明員 健康医療福祉部長、商工観光労働部長、病院事業庁長および関係職員
- ◎ 議事の概要

【健康医療福祉部所管分】

1 付託案件

- (1) 議第 40 号 平成 28 年度滋賀県一般会計補正予算（第 6 号）のうち健康医療福祉部所管部分

委員からは、子育て環境の整備に向けてさらに支援いただきたい、難病患者に対して、引き続き医療費の負担が軽減されるよう、国に要望されたいなどの意見が出された。

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (2) 議第 42 号 平成 28 年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (3) 議第 57 号 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

委員からは、放課後等デイサービスの質の確保に努めていただきたいが、現状として保育士や介護者が不足しているため、既に実施している事業所が困らないように、相談の上、対応されたい、放課後等デイサービスの質の担保のためには、従事者の待遇が大事なので、処遇の改善を引き続き事業者に求めていただきたいなどの意見が出された。

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (4) 議第 58 号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

委員からは、就労継続支援 A 型事業所について、事業所だけの力では厳しいので、商工観光労働部とも連携して、利用者のため、事業が成り立つように取り組みされたいなどの意見が出された。

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【病院事業庁所管分】

2 付託案件

(1) 議第 53 号 平成 28 年度滋賀県病院事業会計補正予算（第 3 号）

委員からは、予算立てを適切に行い、何が何でも達成するという意気込みが必要である、国が示す平均在院日数にとらわれるのではなく、県民にとって最適な医療を提供の上、経営改善に取り組まれないなどの意見が出された。

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【商工観光労働所管分】

3 付託案件

(1) 議第 40 号 平成 28 年度滋賀県一般会計補正予算（第 6 号）のうち商工観光労働部所管部分

委員からは、地域未来投資の活性化のための基盤強化事業が減額になったことについて、中小企業の支援に工業技術センターの技術が必要なので、様々な制度を活用しながら研究開発設備の整備を行い、中小企業をサポートされたいなどの意見が出された。

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 43 号 平成 28 年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。



委員会で配付された資料

- 1 平成 28 年度 2 月補正予算主な事業概要 健康医療福祉部
- 2 平成 29 年 2 月定例会議条例案資料
- 3 平成 28 年度滋賀県病院事業会計補正予算（第 3 号）資料
- 4 平成 28 年度 2 月補正予算主な事業概要 商工観光労働部